

民間児童育成会新規参入可能校区の指定について

◎ 校区指定方針（3月の部会で承認済み）

指定する校区は、下記①～④を満たし、民間児童育成会の新規開設により、受入れ環境の改善が見込まれる校区とする。

- ①現在、クラブ専用区画面積のみでは国の面積基準を満たすことができず、学校の空き教室等を借用し運営している。
- ②その空き教室等は、クラブのあるフロアと同一フロアのみでは確保できていない。
- ③教育委員会による児童数の将来推計により、利用児童数の減少が見込まれても、同一フロアのみでは国の面積基準を満たすことができない。
- ④新型児童会館の整備やミニ児童会館の拡張の計画が、近い将来に予定されていない。

上記①～④をすべて満たす校区

札苗北小学校区（札苗児童会館）

…宅地造成等が盛んに行われ利用児童数が増加しており、現状、児童会館だけでは国の面積基準を満たすことができず、徒歩1～2分の札苗北小学校の空き教室を借用し運営している。今後の推計上も、同一フロアのみでの面積確保が困難であることが見込まれ、整備や拡張等の計画予定もない。

<校区の公表と事業者の選定>

札幌市放課後児童健全育成事業実施要綱第9条第2項により、公平性を確保する観点から、事前に新規参入が可能な校区として公表し、その後、事業者から参入希望があった場合は、有識者や実務者等による選定委員会により、質の高いサービスを提供することが可能な事業者の選定を行う。

（選定委員会委員（案））

市	子ども未来局子ども育成部長
有識者	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
実務者	（公財）さっぽろ青少年女性活動協会からの推薦者
実務者	札幌市学童保育連絡協議会からの推薦者
保護者	札幌市PTA協議会からの推薦者
教育関係者	札幌市小学校長会からの推薦者

（今後の流れ）

6月	3月に承認いただいた校区指定方針に基づき指定校区の決定	本部会にて協議
7月～9月	指定校区の公表・事業者選定基準の決定	基準は選定委員会にて決定
12月	事業者の選定	選定委員会にて選定
(R6)4月～	民間児童育成会として開設・運営開始	